

平成26年度 介護予防事業

いつまでもお元気でいきいきと生活をするために、ご家庭でもできる筋力トレーニング。皆様のご参加をお待ちしています。

○「一般高齢者筋力トレーニング教室(第四期)」参加者募集!

| 【場所】 | 【時間】 | 【実施期間】 | 【定員】 | 【参加料】 |
|---------------------|----------------------|------------------------------|------|-------|
| 照屋農村 コミュニティーセンター | 毎週金曜日 10:00~12:00 | 10/17~12/19 3ヶ月後に1回(全11回) | 20人 | 無料 |

【内容および方法】 ストレッチ体操、筋力トレーニング、運動指導士による講話、運動指導
【対象者】 町内在住の**65歳以上の方**で会場まで来られる方、介護保険の認定を受けていない方

【申込方法】 電話で仮予約後、保健福祉課窓口(役場2階)にて健康確認を行い、受付けます。健康状態によっては受けられない場合もあります。

【申込期間】 9月2日(火)~10月7日(火)

【持参する物】 ①飲み物(水分補給用) ②タオル ③運動しやすい服装

高齢者・障がい者など万に備えたい人のために 救急医療情報キット配布事業

救急医療情報キットとは

高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報提供書」「持病」などの医療情報や、「診察券(写)」「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。

南風原町では、65歳以上の高齢者及び障がいのある方、健康に不安のある方々の万一の緊急事態に備え、「救急医療情報キット」配布事業を行っています。

町民の皆様がこのキットを所持していただき、安全で安心して暮らせるため支援します。



配布対象者 及び配布場所

- 南風原町内に在住している次の方
 - ①高齢者並びに障がい者 ②健康上、不安を抱えている方
- 配布場所
 - ①南風原町役場 保健福祉課 ☎889-4416
 - ②南風原町包括支援センター ☎889-3534

【お問い合わせ】 保健福祉課(役場2階) ☎889-4416 担当(仲里・佐久川・前川・長嶺)

相続税の増税がやってくる! 町内の資産家がほとんど対象になります。

【相談無料】

税理士法人 八幡会計事務所

税理士・中小企業診断士・行政書士 八幡 繁信
税理士・行政書士 浦本(旧姓八幡) 智香子

那覇市寄宮2丁目5番45号 TEL(098)854-2440

無料!★鍼・マッサージのご案内★

南風原町の皆様こんにちは。当デイサービスでは、無料で、鍼(はり)マッサージを実施しております。日曜日にも営業しておりますので、お気軽にお電話ください。

デイサービスアプレシオ真地 ☎851-8482 担当:松永、名嘉



国民年金だより 65歳からの老齢基礎年金を受給するためには、どのくらいの資格期間が必要?

老齢基礎年金 老齢基礎年金は、原則として25年間(300月) 資格期間を満たした人が、65歳になったときに受給できる年金です。

●次の期間を合計して原則として25年の期間が必要です。

- ①国民年金の保険料を納めた期間
 - ②免除(全額免除、一部免除注1)を受けた期間
 - ③学生納付特例や若年者納付猶与を承認された期間
 - ④厚生年金や共済組合の加入期間
 - ⑤第3号被保険者の期間
 - ⑥任意加入できたが加入しなかった期間(合算対象期間注2)
- (注1)一部免除の承認を受けても、納付がない場合は未納扱いとなり、資格期間に入りません。

(注2)合算対象期間とは

年金額の計算には含まれませんが、受給資格期間には算入できます。左の①~⑥の期間の合計が25年に満たない方は次のカラ期間を合算してください。
①会社員の配偶者で国民年金に任意加入していなかった期間(昭和61年3月以前)
②学生で任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)
③日本人で外国に居住していた期間など

平成26年度老齢基礎年金額は満額で**77万2,800円(年額)**...20歳から60歳になるまでの40年間の全期間を納めた場合

保険料未納や免除の期間がある場合、その期間に応じて減額され、下の式で計算した額が年金額になります。

$$772,800円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数}}{480} + \frac{\text{保険料を全額免除された月数} \times 1/2}{480} + \frac{\text{保険料を4分の1納付した月数} \times 5/8}{480} + \frac{\text{保険料を半額納付した月数} \times 6/8}{480} + \frac{\text{保険料を4分の3納付した月数} \times 7/8}{480}$$

480(40年間12ヶ月)

ねんきんワンポイント ※平成21年3月分までは、全額免除は2/6、4分の1納付は3/6、半額納付は4/6、4分3納付は5/6として計算されます。

60歳までに25年の受給資格を満たさない場合は、70歳まで国民年金に任意加入し、25年に達するまで保険料を納付することができます。

※年金の受給資格期間を、これまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮する「年金機能強化法」が、消費税の引き上げ実施に合わせて、平成27年10月から施行される予定です。

お問い合わせ 国保年金課 ☎889-1798 那覇年金事務所 ☎855-1122

第2回 南風原あの日・あの時写真展



町では、南風原町史編集事業の中で平成27年度に写真集の発刊を計画しています。

南風原町史編集室や南風原文化センターには、これまでに町民の皆さまから提供していただいた貴重な写真が数多くあります。今では市街地になっている場所が50年前は一面が畑であったり、コンクリート造りになった住宅街も昔はかやぶき屋根で防風林に囲まれていたり、三輪自動車のバスが右側通行していたりと、なつかしいあの日、あの時を思い起こす大切な資料となっています。

このような写真を下記の日程で展示します。ぜひ、多くのみなさま方のご来場をお待ちしています。

日時 9月8日(月)~19日(金) 8:30~17:15 場所 南風原町役場1階町民ホール
お問い合わせ 南風原文化センター ☎889-7399

国際標準規格ISO9001:2008認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業)加入会社

地域の不動産業で34年目

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー
南新物産

南風原本店 〒901-1104 南風原町宮平641-7
TEL 098-889-4007 FAX 098-889-4033
http://www.nanchan.co.jp Email hae@nanchan.co.jp



相談は無料となっています。※法テラス利用
完全予約制で相談内容が他の方に知られることはありません。

さくがわ司法書士事務所

司法書士 佐久川 聡

南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A TEL098-889-8831
南風原町役場のとなり

業務内容:不動産登記(相続、贈与など)、会社登記(会社設立、役員変更など)、
債務整理(任意整理、自己破産、個人再生など)、過払い金請求、法律相談